

岐阜県公報

第 六 百 十 号
令和 七 年 七 月 二 十 五 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

○道路の区域変更
(道路維持課) 三三九^{ページ}

選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の訂正の公表
(選挙管理委員会) 三四〇

正 誤

○土砂災害警戒区域の指定中訂正
(砂 防 課) 三四一
○土砂災害特別警戒区域の指定中訂正
(同) 三四二
○土砂災害警戒区域の指定中訂正
(同) 三四三
○土砂災害特別警戒区域の指定中訂正
(同) 三四三

告 示

岐阜県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道		道路の種類	
春日線 揖斐川		路線名	
同郡同町春日小宮 神字地蔵ノ尾九三〇番一 地区先まで		区	間
後	前	区域変更前後別	
二〇・三 二七・四	六・四 二五・六	敷地の幅員（メートル）	
一八・三	一八・三	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		池田線		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
大 岐 野 南 線		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
後		前		別 後		別 後		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	

岐阜県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
大 岐 野 南 線		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
後		前		別 後		別 後		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	

岐阜県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)		備考	
県道		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
白 下 川 呂 線		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先		同 郡 同 町 同 字 同 地 先	
後		前		別 後		別 後		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	
七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三		七・三	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出のあった令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、訂正願の提出があったので、衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表に関する告示（令和七年岐阜県選挙管理委員会告示第九号）の一部を、次のとおり訂正する。

令和七年七月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 治 彦

岐阜県第五区の候補者眞野哲に係る収支報告書の要旨（第一回分） 3 報告書の要旨
中「人 件 費 1,279,850」を「人 件 費 1,264,850」に「今 回 計 6,865,618」
を「今 回 計 6,850,618」に「総 計 6,865,618」を「総 計 6,850,618」
に改める。

岐阜県第五区の候補者眞野哲に係る収支報告書の要旨（第二回分） 3 報告書の要旨
中「前 回 計 6,865,618」を「前 回 計 6,850,618」に「総 計 7,117,470」
を「総 計 7,102,470」に改める。

岐阜県第五区の候補者眞野哲に係る収支報告書の要旨（第三回分） 3 報告書の要旨
中「前 回 計 7,117,470」を「前 回 計 7,102,470」に「総 計 7,134,250」
を「総 計 7,119,250」に改める。

○正 誤
（原稿誤り）

平成二十四年十一月二十六日号外（一） 土砂災害警戒区域の指定（岐阜県告示第五百二

十六号）一頁下段の表中

巾下	下呂市萩原町野上	次の図のとおり
----	----------	---------

り 急傾斜地の崩壊

は 巾下

下呂市萩原町野上
下呂市萩原町尾崎

次の図のとおり

おり 急傾斜地の崩壊

の、

下呂市萩原町中呂
下呂市萩原町四美

は

下呂市萩原町上呂
下呂市萩原町尾崎

の、三頁上段の表中

小井戸
小井戸 2

下呂市萩原町大ヶ洞
下呂市萩原町大ヶ洞

次の図

のとおり 急傾斜地の崩壊
のとおり 急傾斜地の崩壊

は

小井戸
小井戸 2

下呂市萩原町奥田洞
下呂市萩原町大ヶ洞
下呂市萩原町奥田洞

次の
次の

図のとおり 急傾斜地の崩壊

図のとおり 急傾斜地の崩壊

の、

大將洞

下呂市萩原町羽根

次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

は

大將洞

下呂市萩原町羽根
下呂市萩原町古閑

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

の、四頁下段の表中

洞谷 1	下呂
洞谷 2	下呂
洞谷 3	下呂

市萩原町山之口

次の図のとおり

土石流

市萩原町山之口

次の図のとおり

土石流

市萩原町山之口

次の図のとおり

土石流

は

洞谷 1	
洞谷 2	
洞谷 3	

下呂市萩原町山之口

次の図のとおり

土石流

下呂市萩原町尾崎

次の図のとおり

土石流

下呂市萩原町山之口

次の図のとおり

土石流

の、

杉谷

令和七年七月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社